

議案第 14 号

鎌倉市職員定数条例の一部を改正する条例
の制定について

鎌倉市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年 6 月10日 提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

(提案理由)

市長の事務部局の職員及び消防職員の定数を改正しようとするものである。

鎌倉市職員定数条例の一部を改正する条例

鎌倉市職員定数条例（昭和24年 8 月条例第56号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「1,115人」を「1,094人」に改め、同項第 8 号中「217人」を「238人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。